

【矢切委員】

旧永久保存文書についての廃棄決定は、ある程度慎重に行うべきであり、それなりの理由付けを行う必要があると思います。
 せっかく三重県では、きちんとした選別を行われ、廃棄理由まで明示されているのですから、後から見ても可能な限り説得的な廃棄理由を記載しておくことが望ましいと思います。
 なかなか廃棄理由の明確化、具体化までは難しからうと思いますが、外部の目に耐えられる程度の選別理由付けをどう行っていくかが、今後の検討課題かと存じます。

No.	部局	課名	公文書 ファイル名	保存 期間	選別 結果	区分	一次選別で残した理由	選別理由	委員からのコメント	事務局からの回答	修正後の選別理由 (ある場合のみ)
2	医療保険部	健康推進課	栄養関係功労者大臣表彰	旧永久	廃棄	知14-②	叙位、叙勲、褒章、表彰等に関する公文書で <u>顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んだ業績に関するもの</u>	栄養改善事業功労者及び栄養指導業務功労者の厚生大臣表彰の受賞者に係るもの。 <u>顕著な効果</u> をもたらしたり、 <u>話題性に富んだ業績</u> に関するものではないため、廃棄とした。	【矢切委員】 旧永久保存のものはある程度慎重に廃棄決定を行うべきだと思います。また、廃棄選別理由に「顕著な」や「話題性」など客観性に乏しい理由は避けたい方が良いでしょう。	当該公文書は、移管の対象となる「顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んだ業績に関するもの」には該当しないと判断しました。 なお、「顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んだ業績に関するもの」に該当するものとしては、基本的には、特別な業績の表彰関連等(例えば、オリンピック優勝等のレベル)を想定しています。	-
3	医療保険部	健康推進課	栄養関係功労者知事表彰	旧永久	廃棄	知14-②	叙位、叙勲、褒章、表彰等に関する公文書で <u>顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んだ業績に関するもの</u>	栄養改善事業功労者及び栄養指導業務功労者の知事表彰の受賞者に係るもの。 <u>顕著な効果</u> をもたらしたり、 <u>話題性に富んだ業績</u> に関するものではないため、廃棄とした。	同上	同上	-
4	環境生活部	くらし・交通安全課	消費生活協同組合例規	旧永久	廃棄	知1	条例、規則、訓令、要綱等の例規に関する公文書	<u>事務的な文書(本庁(福祉部)からの通知)のみ</u> であるため、廃棄とした。	【矢切委員】 本庁からの事務的文書が別の所に残っているという前提であれば廃棄は可だと思いますが、残っていない場合は検討の余地があると思います。	関係文書は、「総務部福利厚生課」で保存されています。	-
5	環境生活部	くらし・交通安全課	消費生活協同組合例規	旧永久	廃棄	知1	条例、規則、訓令、要綱等の例規に関する公文書	<u>事務的な文書(本庁(福祉部)からの通知)のみ</u> であるため、廃棄とした。	同上	同上	-
8	地域振興部	鈴鹿地域防災総合事務所	高圧ガス販売営業許可申請	旧永久	廃棄	知7-①	許認可、免許、登録及び認定に関するもので、県民生活に少なからず影響を及ぼす可能性のある許認可等に関するもの(<u>軽易な内容のもの</u> を除く。)	高圧ガス取締法に基づく「変更許可(主に販売ガス名の追加)」や「変更完成検査証の交付」に係るもの。 <u>軽易な内容のもの</u> であるため、廃棄とした。	【矢切委員】 廃棄選別理由に「軽易な内容」など客観性に乏しい理由は避けたい方が良いでしょう。	当該公文書の内容は、一般的な手続書類で、特別な内容のものではありませんでした。このため、移管の対象となる「県民生活に少なからず影響を及ぼす可能性のある許認可等に関するもの(軽易な内容のものを除く。)」には該当しないと判断しました。 なお、当該公文書の内容に関し、業務上必要な事項は、別途台帳に記録され、保存されています。	-

【矢切委員】

旧永久保存文書についての廃棄決定は、ある程度慎重に行うべきであり、それなりの理由付けを行う必要があると思います。
せつかく三重県では、きちんとした選別を行われ、廃棄理由まで明示されているのですから、後から見ても可能な限り説得的な廃棄理由を記載しておくことが望ましいと思います。
なかなか廃棄理由の明確化、具体化までは難しからうと思いますが、外部の目に耐えられる程度の選別理由付けをどう行っていくかが、今後の検討課題かと存じます。

No.	部局	課名	公文書 ファイル名	保存 期間	選別 結果	区分	一次選別で残した理由	選別理由	委員からのコメント	事務局からの回答	修正後の選別理由 (ある場合のみ)
9	地域振興部	鈴鹿地域防災 総合事務所	高圧ガス製造 届(冷凍・変更 含む)	旧永久	廃棄	知7-①	許認可、免許、登録及び認定に 関するもので、県民生活に少な からず影響を及ぼす可能性のあ る許認可等に関するもの(軽易 な内容のものを除く。)	高圧ガス取締法に基づく「製造 届出書(主に高圧ガスの製造施 設)」に係るもの。軽易な内容の ものであるため、廃棄とした。	【矢切委員】 廃棄選別理由に「軽易な内容」 など客観性に乏しい理由は避け た方が良いと思います。	当該公文書の内容は、一般的な手続書類で、 特別な内容のものではありませんでした。このた め、移管の対象となる「県民生活に少なからず影 響を及ぼす可能性のある許認可等に関するもの (軽易な内容のものを除く。)」には該当しないと 判断しました。 なお、当該公文書の内容に関し、業務上必要な 事項は、別途台帳に記録され、保存されていま す。	-
10	地域振興部	鈴鹿地域防災 総合事務所	高圧ガス承継 届(製造・貯蔵・ 販売)	旧永久	廃棄	知7-①	許認可、免許、登録及び認定に 関するもので、県民生活に少な からず影響を及ぼす可能性のあ る許認可等に関するもの(軽易 な内容のものを除く。)	高圧ガス取締法に基づく「販売 営業承継届(主に事業所の追 加)」に係るもの。軽易な内容の ものであるため、廃棄とした。	同上	同上	-
12	地域振興部	鈴鹿地域防災 総合事務所	LPG販売事業 許可(変更を含 む)	旧永久	廃棄	知7-①	許認可、免許、登録及び認定に 関するもので、県民生活に少な からず影響を及ぼす可能性のあ る許認可等に関するもの(軽易 な内容のものを除く。)	液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律 に基づく「販売施設等変更届(主 に代表者の変更)」等に係るも の。軽易な内容のものであるた め、廃棄とした。	同上	同上	-
13	地域振興部	鈴鹿地域防災 総合事務所	LPG販売事業 開始届	旧永久	廃棄	知7-①	許認可、免許、登録及び認定に 関するもので、県民生活に少な からず影響を及ぼす可能性のあ る許認可等に関するもの(軽易 な内容のものを除く。)	液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律 に基づく「販売事業開始届」に係 るもの。軽易な内容のものを 除くため、廃棄とした。	同上	同上	-
14	地域振興部	鈴鹿地域防災 総合事務所	LPG特定供給 設備(設置・変 更・完成)	旧永久	廃棄	知7-①	許認可、免許、登録及び認定に 関するもので、県民生活に少な からず影響を及ぼす可能性のあ る許認可等に関するもの(軽易 な内容のものを除く。)	液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律 に基づく「販売施設等変更使用 前検査証の交付(防火壁の設 置)」、「販売施設等変更届(主 に設備の廃止)」に係るもの。軽 易な内容のものを除くため、廃 棄とした。	同上	同上	-

【矢切委員】

旧永久保存文書についての廃棄決定は、ある程度慎重に行うべきであり、それなりの理由付けを行う必要があると思います。
 せっかく三重県では、きちんとした選別を行われ、廃棄理由まで明示されているのですから、後から見ても可能な限り説得的な廃棄理由を記載しておくことが望ましいと思います。
 なかなか廃棄理由の明確化、具体化までは難しからうと思いますが、外部の目に耐えられる程度の選別理由付けをどう行っていくかが、今後の検討課題かと存じます。

No.	部局	課名	公文書 ファイル名	保存 期間	選別 結果	区分	一次選別で残した理由	選別理由	委員からのコメント	事務局からの回答	修正後の選別理由 (ある場合のみ)
15	地域振興部	鈴鹿地域防災 総合事務所	LPG販売事業 廃止届	旧永久	廃棄	知7-①	許認可、免許、登録及び認定に 関するもので、県民生活に少な からず影響を及ぼす可能性のある 許認可等に関するもの(軽易 な内容のものを除く。)	液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律 に基づく「販売事業廃止届」に係 るもの。軽易な内容のものであ るため、廃棄とした。	【矢切委員】 廃棄選別理由に「軽易な内容」 など客観性に乏しい理由は避け た方が良いと思います。	当該公文書の内容は、一般的な手続書類で、 特別な内容のものではありませんでした。このた め、移管の対象となる「県民生活に少なからず影 響を及ぼす可能性のある許認可等に関するもの (軽易な内容のものを除く。)」には該当しないと 判断しました。 なお、当該公文書の内容に関し、業務上必要な 事項は、別途台帳に記録され、保存されていま す。	-
16	地域振興部	鈴鹿地域防災 総合事務所	高圧ガス製造 届(冷凍・変更 含む)	旧永久	廃棄	知7-①	許認可、免許、登録及び認定に 関するもので、県民生活に少な からず影響を及ぼす可能性のある 許認可等に関するもの(軽易 な内容のものを除く。)	高圧ガス取締法に基づく「製造 届出書(主に高圧ガスの製造施 設)」に係るもの。軽易な内容の ものであるため、廃棄とした。	同上	同上	-
17	地域振興部	鈴鹿地域防災 総合事務所	高圧ガス販売 営業廃止届	旧永久	廃棄	知7-①	許認可、免許、登録及び認定に 関するもので、県民生活に少な からず影響を及ぼす可能性のある 許認可等に関するもの(軽易 な内容のものを除く。)	高圧ガス取締法に基づく「販売 営業廃止届」に係るもの。軽易 な内容のものであるため、廃棄 とした。	同上	同上	-
18	地域振興部	鈴鹿地域防災 総合事務所	水道施設の認 可・確認申請等 (鈴鹿)	旧永久	廃棄	知7-①	許認可、免許、登録及び認定に 関するもので、県民生活に少な からず影響を及ぼす可能性のある 許認可等に関するもの(軽易 な内容のものを除く。)	水道法の規定に基づく鈴鹿市 からの(需要量の増大に対応す るための)水道事業の計画変更 の認可に係るもの。軽易な内容 のものであるため、廃棄とした。	同上	同上	-
19	農林水産部	熊野農林事務 所	人事例規	旧永久	廃棄	知10	職員の服務、教養及び研修並び に福利厚生等の関係	事務的な文書(本庁(総務部) からの通知)のみであるため、 廃棄とした。	【矢切委員】 本庁からの事務的文書が別の 所に残っているという前提であ れば廃棄は可だと思いますが、 残っていない場合は検討の余地 があると思います。	関係文書は、「総務部福利厚生課」で保存され ています。	-

【矢切委員】
 旧永久保存文書についての廃棄決定は、ある程度慎重に行うべきであり、それなりの理由付けを行う必要があると思います。
 せっかく三重県では、きちんとした選別を行われ、廃棄理由まで明示されているのですから、後から見ても可能な限り説得的な廃棄理由を記載しておくことが望ましいと思います。
 なかなか廃棄理由の明確化、具体化までは難しかろうと思いますが、外部の目に耐えられる程度の選別理由付けをどう行っていくかが、今後の検討課題かと存じます。

No.	部局	課名	公文書 ファイル名	保存 期間	選別 結果	区分	一次選別で残した理由	選別理由	委員からのコメント	事務局からの回答	修正後の選別理由 (ある場合のみ)
20	農林水産部	熊野農林事務所	総務例規	旧永久	廃棄	知1	条例、規則、訓令、要綱等の例規に関する公文書	事務的な文書(本庁(総務部及び農林水産部)からの通知等)のみであるため、廃棄とした。	【矢切委員】 本庁からの事務的文書が別の所に残っているという前提であれば廃棄は可だと思いますが、残っていない場合は検討の余地があると思います。	関係文書は、「総務部福利厚生課」で保存されています。	-
21	農林水産部	熊野農林事務所	補助金要項要領	旧永久	廃棄	知19	起債、補助金及び貸付金に関する公文書	事務的な文書(本庁(農林水産部)からの通知)のみであるため、廃棄とした。	【矢切委員】 本庁からの事務的文書が別の所に残っているという前提であれば廃棄は可だと思いますが、残っていない場合は検討の余地があると思います。	当該公文書の内容は、農林関係の補助金交付要綱の改正に係るもので、県公報に掲載されています。	-
22	農林水産部	熊野農林事務所	三重県行政資料の収集管理に関する訓令の一部改正について	旧永久	廃棄	知1	条例、規則、訓令、要綱等の例規に関する公文書	事務的な文書(訓令の一部改正に係る本庁(総務部)からの通知)のみであるため、廃棄とした。	【矢切委員】 本庁からの事務的文書が別の所に残っているという前提であれば廃棄は可だと思いますが、残っていない場合は検討の余地があると思います。	当該公文書の内容は、訓令の改正に係るもので、県公報に掲載されています。	-
23	農林水産部	団体検査課	波瀬土地改良区検査書	10	廃棄	知8-⑤	個人又は団体に対する指導、検査、監査等に関するもので、事務執行等で特に重大な問題があったもの	波瀬土地改良区に対する検査結果報告書等である。特に重大な問題があったものではないため、廃棄とした。	【矢切委員】 廃棄選別理由に「特に重大な問題があったものではない」など客観性に乏しい理由は避けた方が良いと思います。	当該公文書の内容は、一般的な事務手続の改善等が主な指摘事項となっています(組織運営の混乱や実施事業の大幅な遅滞、失敗等は発生していません)。このため、移管の対象となる「事務執行等で特に重大な問題があったもの」には該当しないと判断しました。	-
24	農林水産部	獣害対策課	有害鳥獣駆除許可事務の市町村長への委任(意向調査)	旧永久	廃棄	知7-①	許認可、免許、登録及び認定に関するもので、県民生活に少なからず影響を及ぼす可能性のある許認可等に関するもの(軽易な内容のものを除く。)	特定の鳥獣(カラス、スズメ、ドバト、サル、イノシシ等)に係る市町村に対する意向調査に係るもの。事務的な文書であり、軽易な内容のものであるため、廃棄とした。	【矢切委員】 廃棄選別理由に「軽易な内容」など客観性に乏しい理由は避けた方が良いと思います。	当該公文書の内容は、例年実施している事務的なものであり、特別な内容のものではありませんでした。このため、移管の対象となる「県民生活に少なからず影響を及ぼす可能性のある許認可等に関するもの(軽易な内容のものを除く。)」には該当しないと判断しました。	-

【矢切委員】
 旧永久保存文書についての廃棄決定は、ある程度慎重に行うべきであり、それなりの理由付けを行う必要があると思います。
 せっかく三重県では、きちんとした選別を行われ、廃棄理由まで明示されているのですから、後から見ても可能な限り説得的な廃棄理由を記載しておくことが望ましいと思います。
 なかなか廃棄理由の明確化、具体化までは難しかろうと思いますが、外部の目に耐えられる程度の選別理由付けをどう行っていくかが、今後の検討課題かと存じます。

No.	部局	課名	公文書 ファイル名	保存 期間	選別 結果	区分	一次選別で残した理由	選別理由	委員からのコメント	事務局からの回答	修正後の選別理由 (ある場合のみ)
26	農林水産部	獣害対策課	鳥獣関係統計 報告(63年度)	旧永久	廃棄	知16-③	調査及び研究に関する報告書 に関するもの	事務的な文書(国(環境庁)か らの照会等)のみであるため、 廃棄とした。	【矢切委員】 国からの事務的文書が別の所 に残っているという前提であ れば廃棄は可だと思いますが、 残っていない場合は検討の余地 があると思います。	当該公文書の内容は、事務的なものであり、特 別な内容のものではありませんでした。このた め、移管の対象となる「調査及び研究に関する報 告書に関するもの」には該当しないと判断しまし た。 なお、国(環境庁)において、全国のデータを取り まとめ公開しています。 また、当該公文書の内容に関し、業務上必要な 事項は、別途台帳に記録され、保存されていま す。	-
27	農林水産部	獣害対策課	有害鳥獣被害 報告(元年度)	旧永久	廃棄	知16-③	調査及び研究に関する報告書 に関するもの	事務的な文書(国(環境庁)か らの照会等)のみであるため、 廃棄とした。	同上	同上	-
28	農林水産部	獣害対策課	鳥獣関係統計 報告(元年度)	旧永久	廃棄	知16-③	調査及び研究に関する報告書 に関するもの	事務的な文書(国(環境庁)か らの照会等)のみであるため、 廃棄とした。	同上	同上	-
29	農林水産部	獣害対策課	鳥獣情報デー タ処理システム	旧永久	廃棄	知12-②	県が実施した各種施策で、顕著 な効果をもたらしたり、話題性 に富んだ施策	事務的な文書(業務委託契約 に係る経理的な文書)のみであ るため、廃棄とした。	【矢切委員】 国からの事務的文書が別の所 に残っているという前提であ れば廃棄は可だと思いますが、 残っていない場合は検討の余地 があると思います。	委員のご指摘のとおり、他に保存されているも のではありませんが、当該公文書の内容は、一 般的な業務委託契約に係る経理的なもの(予定 価格、入札、契約等)のみでした。このため、移 管の対象となる「顕著な効果をもたらしたり、話題 性に富んだ施策」には該当しないと判断しまし た。	-
31	県土整備部	公共用地課	先行取得の限 度利率(通知 平成元年度分)	旧永久	廃棄	知-20①	県有財産の取得、管理及び処 分に関するもの(軽易な内容の ものを除く。)	事務的な文書(国(建設省)か らの事務連絡)のみであるた め、廃棄とした。	【矢切委員】 国からの事務的文書が別の所 に残っているという前提であ れば廃棄は可だと思いますが、 残っていない場合は検討の余地 があると思います。	委員のご指摘のとおり、他に保存されているも のではありませんが、当該公文書の内容は、事 務的なものであり、特別な内容のものではありま せんでした。このため、移管の対象となる「県有 財産の取得、管理及び処分に関するもの(軽易 な内容のものを除く。)」には該当しないと判断し ました。 なお、当該公文書の内容は、県では業務上必 要となるようなものではありません。	-

【矢切委員】

旧永久保存文書についての廃棄決定は、ある程度慎重に行うべきであり、それなりの理由付けを行う必要があると思います。
せつかく三重県では、きちんとした選別を行われ、廃棄理由まで明示されているのですから、後から見ても可能な限り説得的な廃棄理由を記載しておくことが望ましいと思います。
なかなか廃棄理由の明確化、具体化までは難しかろうと思いますが、外部の目に耐えられる程度の選別理由付けをどう行っていくかが、今後の検討課題かと存じます。

No.	部局	課名	公文書 ファイル名	保存 期間	選別 結果	区分	一次選別で残した理由	選別理由	委員からのコメント	事務局からの回答	修正後の選別理由 (ある場合のみ)
32	県土整備部	公共用地課	先行取得の限度利率(通知)平成2年度分	旧永久	廃棄	知-20①	県有財産の取得、管理及び処分に関するもの(軽易な内容のものを除く。)	事務的な文書(国(建設省)からの事務連絡)のみであるため、廃棄とした。	【矢切委員】 国からの事務的文書が別の所に残っているという前提であれば廃棄は可だと思いますが、残っていない場合は検討の余地があると思います。	委員のご指摘のとおり、他に保存されているものではありませんが、当該公文書の内容は、事務的なものであり、特別な内容のものではありませんでした。このため、移管の対象となる「県有財産の取得、管理及び処分に関するもの(軽易な内容のものを除く。)」には該当しないと判断しました。 なお、当該公文書の内容は、県では業務上必要となるようなものではありません。	-
33	県土整備部	港湾・海岸課	懸案事項(平成元年度)	旧永久	廃棄	知23-②	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	港湾課における懸案事項(護岸の落書き、公園トイレ損壊、海上自衛隊掃海艇の入港等)に係る課内打合せメモである。軽易な内容のものであるため、廃棄とした。	【矢切委員】 廃棄選別理由に「軽易な内容」など客観性に乏しい理由は避けられた方がよいと思います。	委員からのご指摘を踏まえ、「選別理由」を右のとおり修正します。	港湾課における懸案事項(護岸の落書き、公園トイレ損壊、海上自衛隊掃海艇の入港等)に係る課内打合せメモである。県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていないため、廃棄とした。
34	県土整備部	港湾・海岸課	懸案事項(平成2年度)	旧永久	廃棄	知23-②	政治、社会、文化又は世相を反映した公文書	港湾課における懸案事項(堤防の落書き等)に係る課内打合せメモである。軽易な内容のものであるため、廃棄とした。	同上	同上	港湾課における懸案事項(堤防の落書き等)に係る課内打合せメモである。県内で発生した重大な事件・事故等に関するものは含まれていないため、廃棄とした。
35	県土整備部	港湾・海岸課	本省・五建報告(定例外・平成元年度)	旧永久	廃棄	知12-②	県が実施した各種施策で、顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んだ施策	事務的な文書(国(運輸省)からの照会、回答・報告事項)のみであるため、廃棄とした。	【矢切委員】 国からの事務的文書が別の所に残っているという前提であれば廃棄は可だと思いますが、残っていない場合は検討の余地があると思います。	委員のご指摘のとおり、他に保存されているものではありませんが、当該公文書の内容は、事務的なもの(行政手続法研究会：第2次 中間報告に関するアンケート調査等)のみでした。このため、移管の対象となる「顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んだ施策」には該当しないと判断しました。 なお、当該公文書の内容は、県では業務上必要となるようなものではありません。	-
36	県土整備部	港湾・海岸課	本省・五建報告(定例外・平成2年度)	旧永久	廃棄	知12-②	県が実施した各種施策で、顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んだ施策	事務的な文書(国(運輸省)からの照会、回答・報告事項)のみであるため、廃棄とした。	同上	同上	-

【矢切委員】
 旧永久保存文書についての廃棄決定は、ある程度慎重に行うべきであり、それなりの理由付けを行う必要があると思います。
 せっかく三重県では、きちんとした選別を行われ、廃棄理由まで明示されているのですから、後から見ても可能な限り説得的な廃棄理由を記載しておくことが望ましいと思います。
 なかなか廃棄理由の明確化、具体化までは難しからうと思いますが、外部の目に耐えられる程度の選別理由付けをどう行っていくかが、今後の検討課題かと存じます。

No.	部局	課名	公文書 ファイル名	保存 期間	選別 結果	区分	一次選別で残した理由	選別理由	委員からのコメント	事務局からの回答	修正後の選別理由 (ある場合のみ)
37	県土整備部	港湾・海岸課	下水道施設の 都市計画決定 (尾鷲市林町地 区)	旧永久	廃棄	知12-②	県が実施した各種施策で、顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んだ施策	県を経由した文書(尾鷲市から国(運輸省)に対する文書協議及び国からの回答)のみであり、県が実施した施策に係るものではないため、廃棄とした。	【矢切委員】 事務的文書が別の所に残っているという前提であれば廃棄は可だと思いますが、残っていない場合は検討の余地があると思います。	委員のご指摘のとおり、他に保存されているものではありませんが、当該公文書の内容は、尾鷲市が県を経由して手続を行ったものであり、尾鷲市において保存・記録しているものでした。このため、移管の対象となる「県が実施した各種施策」には該当しないと判断しました。 なお、当該公文書の内容は、県では業務上必要となるようなものではありません。	-
38	県土整備部	港湾・海岸課	埋立関係本省 報告書	旧永久	廃棄	知12-②	県が実施した各種施策で、顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んだ施策	事務的な文書(国(運輸省)からの調査依頼及びその報告)のみであるため、廃棄とした。	【矢切委員】 国からの事務的文書が別の所に残っているという前提であれば廃棄は可だと思いますが、残っていない場合は検討の余地があると思います。	当該公文書の内容は、国(環境省)からの調査依頼及びその報告のみでした。このため、移管の対象となる「県が実施した各種施策」には該当しないと判断しました。 なお、当該公文書の内容に関し、業務上必要な事項は、別途保存されています。	-
41	県土整備部	伊賀建設事務所	都市計画法第4 2条第1項但し 書許可申請書 (平成元年度)	旧永久	廃棄	知7-①	許認可、免許、登録及び認定に関するもので、県民生活に少なからず影響を及ぼす可能性のある許認可等に関するもの(軽易な内容のものを除く。)	都市計画法の規定に基づく建築等許可申請書(一般的な個人住宅の建設)である。軽易な内容のものであるため、廃棄とした。	【原田委員長】 内容の確認を希望します。 一般には、現時点でも何らかの意味がある許認可等の書類の廃棄は慎重に考えた方がよいと思います。 【矢切委員】 廃棄選別理由に「軽易な内容」など客観性に乏しい理由は避けられた方がよいと思います。	当該公文書の内容は、一般的な手続書類で、特別な内容のものではありませんでした。このため、移管の対象となる「県民生活に少なからず影響を及ぼす可能性のある許認可等に関するもの(軽易な内容のものを除く。)」には該当しないと判断しました。 なお、当該公文書の内容に関し、業務上必要な事項は、別途台帳(都市計画法関係許認可受付台帳)に記録され、保存(永久保存)されています。	-
42	県土整備部	伊賀建設事務所	都市計画法第4 2条第1項但し 書許可申請書 (平成2年度)	旧永久	廃棄	知7-①	許認可、免許、登録及び認定に関するもので、県民生活に少なからず影響を及ぼす可能性のある許認可等に関するもの(軽易な内容のものを除く。)	都市計画法の規定に基づく建築等許可申請書(小規模な共同住宅)である。軽易な内容のものであるため、廃棄とした。	同上	同上	-